(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市補助金等交付規則(昭和31年規則第3号)に 基づき、降雨時の遊水機能による河川への負担の軽減及び浄化槽廃止に伴 う廃棄物の発生を抑え、環境への負担の軽減等を図るため、公共下水道へ の接続に伴い不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対して交 付する浄化槽雨水貯留施設転用費補助金(以下「補助金」という。)に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、雨水貯留施設とは、敷地内に降った雨水を貯留 する雨水貯留槽及び貯留した雨水を揚水するためのポンプ設備を備えた 施設をいう。

(補助対象経費)

- 第3条 補助対象経費は、公共下水道への接続に伴い不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等(以下「転用工事」という。)に要する経費とする。
  - (1) 浄化槽内部の汚泥のくみ取り及び清掃
  - (2) 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事
  - (3) 雨水集水配管及び雨水管の取付工事
  - (4) ポンプ本体及びポンプの設置に係る工事
  - (5) その他転用するために行う工事等
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱に定める補助金を除くほか、市長が 交付する補助金を受けて行う転用工事に要する経費は、補助対象経費とし ないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公共下水道へ排水設備を接続することにより、不要となる浄化槽の転用工事を自らの負担により行う者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該額が30万円を

超える場合は、30万円とする。

- (1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第2条第8号に規定する処理区域内において行う転用工事で、当該区域の処理開始の日の翌日から起算して3年を経過する日(以下「奨励期限」という。)までに次条(第 11 条第4項において準用する場合を含む。第3号及び第7条において同じ。)の申請書を提出した場合 10分の9
- (2) 前号の処理区域内において行う転用工事で、奨励期限を超えて第 11 条第4項において準用する次条の申請書を提出した場合において、災害 その他やむを得ない理由により、当該期限までに第9条第1項の検査を 受けることができなかったと認められるとき。 10分の9
- (3) 前号に規定するときを除くほか、奨励期限を超えて次条の申請書を提出した場合 4分の3
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 市長に浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書(様式第1)と併せて 江南市下水道条例施行規則(平成13年規則第34号。以下「規則」という。) 第4条第1項の排水設備等計画確認申請書を提出しなければならない。
  - (補助金の交付の決定及び通知)
- 第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助 金の交付の可否を決定し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付(不交付) 決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。
- 2 前条の申請書が第5条第1項第1号に規定する場合のものであるときは、市長は、前項の通知書に奨励期限を附記して告知するものとする。 (事業内容の変更等)
- 第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該決定に係る転用工事の計画を変更又は中止しようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更(中止)申請書(様式第3)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認 めるときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付変更通知書(様式第4)

により補助対象者に通知するものとする。

(工事の完了及び検査)

- 第9条 補助対象者は、転用工事が完了したときは、速やかに、規則第5条 第1項の排水設備工事完了届と併せて浄化槽雨水貯留施設転用工事完了 報告書(様式第5)に必要な書類を添付して市長に提出し、検査を受けな ければならない。
- 2 前項の検査は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までに受けなけれ ばならない。
  - (1) 補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日
  - (2) 奨励期限(第5条第2号又は第3号に該当する場合を除く。以下同じ。)

(補助金の交付)

- 第 10 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書(様式第6)を市長に提出しなけ ればならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し等)
- 第 11 条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付 の決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既 に交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、第8条第2項の規定により審査し、適当と認めた事業内容の変更等が工事予定期間に係る変更であって、第9条第2項各号に掲げる日を超えるものであるとき又はその日までに第9条第1項の検査に合格しなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、当該変更等が事業の中止であるときも同様とする。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付取消通知書(様式第7)により、補助対象者に通知するものとする。
- 4 第6条の規定は、第2項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた者が当該取消しに係る転用工事において再び補助金の交付を受けようとする場合に準用する。この場合において、同条中「第4条第1項の排水設備等計画確認申請書」とあるのは、「第4条第2項の排水設備等確認

事項変更届」と読み替えるものとする。

(維持管理等)

- 第 12 条 補助金の交付を受けた者は、転用工事の完了後、雨水貯留施設を 7年以上存続させ、当該施設(その機能の全部又は一部を廃止し、除却されることなく存置する施設を含む。以下同じ。)が除却されない限りにおいて、その適正な維持管理及び運転管理に努めなければならない。この場合において、当該施設に損傷が生じたとき又はその異常から当該施設の維持管理等に関し責任を負う者(以下「管理者」という。)、第三者又はそれらの所有物等に損害、事故等が生じたときは、江南市は、その賠償責任を負わないものとする。
- 2 管理者からその維持管理等に係る雨水貯留施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該管理者の地位を承継するものとする。

(標示板の掲示)

第 13 条 管理者は、市長が交付する雨水貯留施設である旨の標示板(様式 第 8 )を掲示しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書

江 南 市 長

申請者住所氏名電話番号

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請 します。

転	用工事場	所	江南市
浄イ	化槽の種類及び規	格	□ 単独浄化槽 □ 合併浄化槽
転	用工事	費	金
交	付 申 請	額	金
指	定工事店	名	
工	事 予 定 期	間	年 月 日から 年 月 日まで
添	付 書	類	<ol> <li>転用工事図面</li> <li>転用工事の見積書の写し</li> <li>誓約書(別紙)</li> <li>その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

#### 誓 約 書

江 南 市 長

申請者 住 所 氏 名

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請に当たり、下記事項を遵守する ことを誓約いたします。

- 1. 転用工事の完了後、雨水貯留施設を7年以上存続させ、当該施設(その機能の全部又は一部を廃止し、除却されることなく存置する施設を含む。以下同じ。)が除却されない限りにおいて、その適正な維持管理及び運転管理を行い、効用発揮に努めるとともに、事故の防止及び安全対策に努めること。
- 2. 雨水貯留施設の全部又は一部の機能を廃止しようとするときは、あらかじめ江南市に報告すること。
- 3. 雨水貯留施設の目的を達成するために、当該施設の維持管理等について江南市が行う指導及び助言に従うこと。
- 4. 雨水貯留施設に損傷が生じたとき又はその異常から申請者、第三者又はそれらの所有物に事故、損害等が生じたときは、江南市にその損害賠償を請求しないこと。
- 5. 雨水貯留施設を譲り渡し、又は貸し付けた場合は、本誓約事項について、当該施設を譲り受け、又は借り受けた者に、申請者の地位を承継させること。

 第
 号

 年
 月

 日

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付 (不交付) 決定通知書

様

江 南 市 長

印

年 月 日付けで申請のありました浄化槽雨水貯留施設転 用費補助金の交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

決	定	区	分	□ 補助します □ 補助できません
転	用 工	事場	所	江南市
交	付沒	夬 定	額	金    円
交	付 6	の 条	件	1.転用工事の計画を変更又は中止しようとするときは、転用工事計画変更(中止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2.転用工事が完了したときは、速やかに転用工事完了報告書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。 3.補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日又は奨励期限までに検査に合格しなければ、補助金の交付の決定の取消しを受け、再度補助金の交付を申請しなければならない。
補	助で	きな	V	
場	合 0	の理	由	
奨	励	期	限	年 月 日

(注)奨励期限を超えると、補助金の額を変更することになります。

浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更 (中止) 申請書

江 南 市 長

申請者住所氏名電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった浄 化槽雨水貯留施設転用費補助金に係る転用工事を、次のとおり計画変更(中 止)したいので申請します。

区			分		変	更			中	此
転	用 工	事場	易所	江南	市					
変	更転力	用工 =	事 費	金					円	
変	更	事	項							
変	更(中	止)	理由							
添	付	書	類	2. 転	用二	工事の	)見積	責書の	)写l	更前、変更後) レ(変更前、変更後) かる書類

 第
 号

 年
 月

 日

净化槽雨水貯留施設転用費補助金交付変更通知書

様

江 南 市 長 印

年 月 日付け 第 号で通知しました浄化槽 雨水貯留施設転用費補助金の交付決定については、次のとおり変更しました ので通知します。

転	用	Ľ.	事場	所	江南市
変	更	決	定	額	金    円
変	更		事	項	
変	更		理	由	
交	付	Ø	条	件	1. 転用工事が完了したときは、速やかに転用工事完 了報告書を市長に提出し、その検査を受けなければ ならない。 2. 補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日又 は奨励期限までに検査を受けなければ、補助金の交 付の決定の取消しを受け、再度補助金の交付を申請 しなければならない。
奨	励		期	限	年 月 日

(注) 奨励期限を超えると、補助金の額を変更することになります。

## 浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書

江 南 市 長

申請者住所氏名電話番号

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金に係る転用工事が完了しましたので報告します。

転	用	工	事	場	所	江南市
交	付	Ħ	た サ	定	額	金
指	定	工	事	店	名	
工	事	完 ]	了年	F 月	日	年 月 日
添	1	付	ŧ	E E	類	<ol> <li>転用工事写真</li> <li>転用工事に係る請求書の写し</li> <li>その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

### ※下記欄は、記入しないでください

受 付	年	月	目	検 査 日	年	月	日
検査結果	合格		不合格	検査員			
指示事項							

### 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書

江 南 市 長

申請者住所氏名電話番号

年 月 日付け 第 号で額の決定のありました浄化槽雨水貯留施設転用費補助金を次のとおり請求します。

転月	用工事場所	江南市
請	求 金 額	金    円
		銀行
	金融機関名	信用金庫           支店
振		農協
込	預金の種類	普 通 ・ 当 座
<i>H</i> -	口 座 番 号	
先	フリガナ	
	口座名義人	

 第
 号

 年
 月

 日

净化槽雨水貯留施設転用費補助金交付取消通知書

様

江 南 市 長

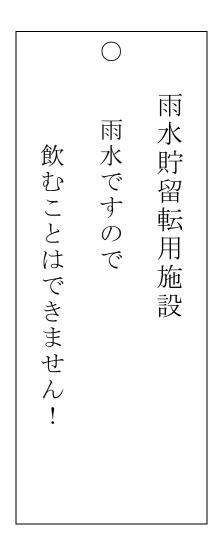
印

年 月 日付け 第 号で通知しました浄化槽 雨水貯留施設転用費補助金の交付決定については、次のとおり取り消しまし たので通知します。

転	用工事場	所	江南市
取	消决定	額	金
取	消  理	由	
再	交付の条	件	

# 様式第8 (第13条関係)

浄化槽転用雨水貯留施設である旨の標示板



(規格 縦 130 mm×横 50 mm)